

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) (株)南成建設・(株)玉新建設特定建設工事共同企業体
 ○(株)南成建設 那覇市壺川2-13-41上原ビル103号
 47-004352 代表者 屋宜 宣光
 (土木特A、建築特A、管工事B、塗装、水道工事)
 ○(株)玉新建設 壺川2-13-15
 47-00873 代表者 大城 幸進
 (土木A、建築A、水道工事)
- (2) (有)有志建設(下請) 読谷村字座喜味126-1
 47-010091 代表者 波平 正勝
 (土木A、建築B、ほ装A、水道工事)

2 指名停止措置期間

平成27年5月29日～平成27年6月11日(2週間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事(下請けを含む)

4 事実概要

(株)南成建設・(株)玉新建設特定建設工事共同企業体が受注した、施設建築課発注の「県営名護団地建替工事(第4期・建築2工区)」において、平成27年4月21日、県営名護団地内で2号人孔を約50m程度離れた設置箇所へ運搬するため、底版上に斜壁が乗った状態で、底版側面に2か所吊りボルトを取り付け、玉掛ワイヤー2点吊りで持ち上げ、被災者が片方を支え、2tダンプに0.4BH(クレーン使用)で積み込む際に、バランスが崩れ下請業者作業員が落下した斜壁の下敷きになり、全治約4週間の怪我を負った。

このことについて、労働基準監督署から(株)南成建設・(株)玉新建設特定建設工事共同企業体に対して是正勧告書及び指導票が出され、また、下請業者である(有)有志建設に対して是正勧告書が出された。

5 指名停止措置理由

(株)南成建設・(株)玉新建設特定建設工事共同企業体は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないのに、必要な指導を行っていなかった。

また、下請業者である(有)有志建設が、車両系建設機械(ドラグ・ショベル)を主たる用途以外の用途(荷のつり上げ)に使用してはならないのに、主たる用途以外の用途に使用していたことは、安全管理の措置が不適切であったと認められ、このような状況で発生した事故については、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。

別表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4か月以内</u>